ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を強化する。

④　自主規制機関との連携

自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び研修等における連携を推進する。

⑤　検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

検査の実効性を阻害する行為に対して厳正に対処し、効率的かつ効果的な検査の実施等を図る観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた証券検査に関する基本指針の見直しや制度改正等に応じて金融商品取引業者等検査マニュアルの見直しを行う。これらについては公表することにより、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

なお、本基本方針は、平成24年４月時点の市場を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

第２　証券検査基本計画

１．基本的考え方

⑴　検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

⑵　検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等証券取引等監視官部門との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

２．証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者等及び信用格付業者	150社（うち財務局等が行うもの110社）＜投資一任業者に対する集中的な検査を含む。＞
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

㈱　上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

第３　金融商品取引業者等検査マニュアルの改正

１　改正の経緯

⑴　投資助言・代理業等に係る改正

金商法の一部改正により、投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加が行われたことや、「平成23事務年度金融商品取引業者等向け監督方針」における投資信託の勧誘・説明態勢等の検証事項等を踏まえ、金融庁において、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正等が行われた。

これらの改正や検査を通じて認められた問題点等を踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の一部改正案をパブリックコメント（平成24年７月10日～同年８月９日）に付したうえ、同年８月17日に改正後の同マニュアルの公表を行い、同年９月１日以降の検査から活用している。

⑵　犯収法改正に伴う改正

犯収法の一部改正により、テロ資金供与、マネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策について一層の強化が図られた。

上記改正等を踏まえ、金融商品取引業者等検査マニュアルの一部改正案をパブリックコメント（平成25年２月15日～同年３月18日）に付したうえ、同年３月26日に改正後の同マニュアルの公表を行い、同年４月１日以降の検査から活用している。

２　改正のポイント

⑴　投資助言・代理業等に係る改正

①　投資助言・代理業に係る登録拒否事由に人的構成要件が追加されたことを踏まえ、内部管理態勢に関する検証項目を拡充

②　適合性の原則や投信営業に係る勧誘・取引実態の把握の検証項目として、顧客カード等の管理状況や投資信託の分配金の説明状況等を追加

③　デリバティブ営業等に係る勧誘資料等の適切性の検証項目として、想定最大損失額や解約精算金額に係る説明状況等を追加

④　その他、法令改正等に伴う所要の改正

・公募増資後における空売りポジション解消の禁止関係　等

⑵　犯収法改正に伴う改正

テロ資金供与、マネー・ローンダリングを巡る犯罪への対策を一層強化する観点から、取引時確認等の検証項目を追加するとともに、金商業者等の特定事業者における特定取引時の確認項目が追加（顧客の取引を行う目的等）されたことを踏まえた所要の改正を実施。

第４　検査実績

⑴　平成24年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（別表参照）。

①　第一種金融商品取引業者等

平成24年度においては、第一種金融商品取引業者等150業者に対する検査を計画し、実績としては、124業者（第一種金融商品取引業者57業者、登録金融機関28業者、投資運用業者等36業者、信用格付業者３業者）に対し検査に着手した。

平成24年度に検査着手したもののうち、66業者（第一種金融商品取引業者36業者、登録金融機関23業者、投資運用業者４業者及び信用格付業者３業者）については、同年度中に検査が終了している。

また、平成23年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった29業者（第一種金融商品取引業者15業者、登録金融機関８業者、投資運用業者等４業者（投資運用業者３業者、投資法人１法人）及び信用格付業者２業者）については、平成24年度中に２業者（第一種金融商品取引業者１業者、投資運用業者１業者）を除き、すべての検査が終了している。

②　第二種金融商品取引業者等

平成24年度においては、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等に対する検査は、随時実施することとしていたが、実績としては、第二種金融商品取引業者20業者、投資助言・代理業者40業者、適格機関投資家等特例業務届出者21業者、金融商品仲介業者９業者の計90業者に対し検査に着手した。このうち、第二種金融商品取引業者４業者、投資助言・代理業者４業者については、業務運営体制の整備状況の把握等を目的とした検査である。

平成24年度に検査着手したもののうち、58業者（第二種金融商品取引業者15業者、投資助言・代理業者25業者、適格機関投資家等特例業務届出者12業者、金融商品仲介業者６業者）については、同年度中に検査が終了している。このうち、第二種金融商品取引業者４業者、投資助言・代理業者３業者については、業務運営体制の整備状況の把握等を目的とした検査である。

また、平成23年度において検査に着手し、同年度末までに検査が終了していなかった第二種金融商品取引業者３業者、投資助言・代理業者16業者、適格機関投資家等特例業務届出者２業者の計21業者については、平成24年度中に投資助言・代理業者３業者を除き、すべての検査が終了している。